

指定管理施設モニタリングシート

施設No.	61
公の施設名 (全席上の名称)	福山市やまわり会館
指定管理者名	福山市やまわり会館運営委員会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	保健福祉局長事務室 高齢者支援課
施設所管課連絡先	084)928-1064
モニタリング 調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～ 2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A. 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B. 協定書等で定めた水準を満たしている。 C. 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし:施設に満たない評価項目であるため、回答できない。(例:協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。 特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、経理帳簿についても、適切に管理されている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	該当なし(コメントに記入)	委託業務は高齢者支援課が契約		
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、個人情報を含む文書の管理についても、適切に運用されている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (管理人等を配置)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。 (職員の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識等の習得に努める)	B			
施設の管理運営	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (危機管理体制を築くとともに、緊急対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。)	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (危機管理体制を築くとともに、緊急対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。)	B			
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・機器の説明書等の資料についても、適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	該当なし(コメントに記入)	点検は高齢者支援課が実施している。		
施設の管理運営	整備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、適切に管理されている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な整備体制が整えられている。 (事故、盗難及び火災等の災害の発生を防止し、利用者の安全と施設設備等の保全を図る。また、休館日及び夜間は、機械整備による。)	B			
サービスの向上の取り組みなど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・利用者からの意見を聞き、運営委員会で話し合いを行い、改善を行うようにしている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度: n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数: n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入: n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができています。 ・各報告や、提出書類に関して、期限どおりに提出がなされている。 ・利用者から出た要望については運営委員会で話し合いを行い、改善に向けて取り組んでいる。 ・ふれあいプラザの設置目的に沿った自主事業を行っている。

指定管理施設モニタリングシート

施設No.	62
公の施設名 (全開上の名称)	福山市とでふれあいプラザ
指定管理者名	福山市とでふれあいプラザ運営委員会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	健康福祉部長寿社会応援部 高齢者支援課
施設所管課連絡先	084)928-1064
モニタリング 調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～ 2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし:施設に満たない評価項目であるため、回答できない。(例:協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。 特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、経理帳簿についても、適切に管理されている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	該当なし(コメントに記入)	委託業務は高齢者支援課が契約		
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、個人情報を含む文書の管理についても、適切に運用されている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (管理人等を配置)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。 (職員の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識等の習得に努める)	B			
施設の管理運営	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (危機管理体制を築くとともに、緊急対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。)	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (危機管理体制を築くとともに、緊急対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。)	B			
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・機器の説明書等の資料についても、適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	該当なし(コメントに記入)	点検は高齢者支援課が実施している。		
施設の管理運営	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、適切に管理されている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。 (事故、盗難及び火災等の災害の発生を防止し、利用者の安全と施設設備等の保全を図る。また、休館日及び夜間は、機械警備による。)	B			
サービス向上の取り組みなど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・利用者からの意見を聞き、運営委員会で話し合いを行い、改善を行うようにしている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価		
指定管理者資格の評価		
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない		○
各項目の評価		
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができています。 ・各報告や、提出書類に関して、期限どおりに提出がなされている。 ・利用者から出た要望については運営委員会で話し合いを行い、改善に向けて取り組んでいる。 ・ふれあいプラザの設置目的に沿った自主事業を行っている。

指定管理施設モニタリングシート

施設No.	63
公の施設名 (全席上の名称)	福山市あびきふれあいプラザ
指定管理者名	福山市あびきふれあいプラザ運営委員会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	保健福祉部長寿社会応援部 高齢者支援課
施設所管課連絡先	084)928-1064
モニタリング 調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～ 2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に満たない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。 特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	No.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、経理帳簿についても、適切に管理されている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	該当なし(コメントに記入)	委託業務は高齢者支援課が契約		
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、個人情報を含む文書の管理についても、適切に運用されている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (管理人等を配置)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。 (職員の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識等の習得に努める)	B			
施設の管理運営	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金を導入していない		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (危機管理体制を築くとともに、緊急対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。)	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (危機管理体制を築くとともに、緊急対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について訓練を行うこと。)	B			
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・機器の説明書等の資料についても、適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	該当なし(コメントに記入)	点検は高齢者支援課が実施している。		
施設の管理運営	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、適切に管理されている。
		No.31	避難時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。 (事故、盗難及び火災等の災害の発生を防止し、利用者の安全と施設設備等の保全を図る。また、休館日及び夜間は、機械警備による。)	B			
サービス向上の取り組みなど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・利用者からの意見を聞き、運営委員会で話し合い、運営改善を行うようにしている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度: n%。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数: n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入: n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができています。 ・各報告や、提出書類に関して、期限どおりに提出がなされている。 ・利用者から出た要望については運営委員会で話し合いを行い、改善に向けて取り組んでいる。 ・ふれあいプラザの設置目的に沿った自主事業を行っている。

指定管理施設モニタリングシート

施設No.	64
公の施設名 (条例上の名称)	福山市内海老人デイサービスセンター
指定管理者名	社会福祉法人 内海福祉会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	福祉局長寿社会応援部高齢者支援課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-986-3399
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B 協定書等で定めた水準を満たしている。 C 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし：施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例：協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。 特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、経理帳簿についても、適切に管理されている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、個人情報を含む文書の管理についても、適切に運用されている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (館長、事務職員、応接員等を配置)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	B			
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 随時	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・機器の説明書等の資料についても、適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、適切に管理されている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。 (事故、盗難及び火災等の災害の発生を防止し、利用者の安全と施設設備等の保全を図る。)	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・利用者からの意見を聞き、運営委員会で話し合い、運営改善を行うよう
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の削減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・施設内で設備の故障や、利用者に影響がある箇所に対して、安全を確保するために直ちに市への報告がされており、適切な対応が行えている。

施設No.	65
公の施設名 (条例上の名称)	福山市新市サービスセンター
指定管理者名	社会福祉法人 新市福祉会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	福祉局長寿社会応援部高齢者支援課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-986-3131
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準
A 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。
B 協定書等で定めた水準を満たしている。
C 協定書等で定めた水準を満たしていない。
該当なし：施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例：協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等)
※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。
特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準
小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。
原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。
※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、経理帳簿についても、適切に管理されている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができており、個人情報を含む文書の管理についても、適切に運用されている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (館長、事務職員、応接員等を配置)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	B			
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 随時	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・機器の説明書等の資料についても、適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、適切に管理されている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。 (事故、盗難及び火災等の災害の発生を防止し、利用者の安全と施設設備等の保全を図る。)	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。 ・利用者からの意見を聞き、運営委員会で話し合い、運営改善を行うようにしている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・協定書等で定めた水準どおりに施設の管理運営ができている。
・何かトラブル等が発生した際は、速やかに市への連絡がなされており、利用者の安全を確保する体制がとれている。
・秋祭りを開催するなど、周囲の方への周知の為の活動も独自に行っている。

指定管理施設モニタリングシート

施設No.	66
公の施設名 (条例上の名称)	福山市新市短期入所施設
指定管理者名	社会福祉法人 新市福祉会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	福祉局長兼社会福祉部高齢者支援課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-986-3131
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準
A 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。
B 協定書等で定めた水準を満たしている。
C 協定書等で定めた水準を満たしていない。
該当なし・施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例:協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等)
※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。
特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準
小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。
原則、小項目評価のうち最も多い評価値を中項目評価とする。
※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができており、経理帳簿についても、適切に管理されている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができており、個人情報を含む文書の管理についても、適切に運用されている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (館長、事務職員、応接員等を配置)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	B			
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 随時	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。 ・機器の説明書等の資料についても、適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、適切に管理されている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。 (事故、盗難及び火災等の災害の発生を防止し、利用者の安全と施設設備等の保全を図る。)	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。 ・利用者からの意見を聞き、運営委員会で話し合い、運営改善を行うようにしている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・協定書等で定めた水準どおり施設の管理運営ができています。
・何かトラブル等が発生した際は、速やかに市への連絡がなされており、利用者の安全を確保する体制が取れている。
・利用者以外の市民へ周知の為にイベントを行う等、独自に自主事業を行っている。

施設No.	67
公の施設名 (名称上の名称)	福山市内海生活支援ハウス
指定管理者名	社会福祉法人 内海福祉会
施設所管課名 (モニタリング評価者)	福祉局長兼社会福祉部高齢者支援課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1065
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B 協定書等で定めた水準を満たしている。 C 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし：施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例：協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。 特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	該当なし(コメントに記入)	過去に開示請求等はない。		
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 生活援助員(ホームヘルパー養成研修等の一定の研修を受講しているもの)常勤職員1人、非常勤職員1人 夜間宿直体制	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 該当なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。	B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金を導入していない		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	該当なし(コメントに記入)	使用許可や減免を指定管理業務に位置付けていない。		
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上的障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 随時	B			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	該当なし(コメントに記入)	居住施設のため、なじまない。		
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。 (協定書等で定めている回数を記載してください。) ・夜間の巡回体制をとること ・居室にプラー等の緊急連絡に必要な設備を設け、入所者の心身の状態に応じた緊急連絡体制をとること。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	協定書に定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない	B	協定書等で定めた水準どりの管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) なし	該当なし(コメントに記入)	事業計画にない		

総合評価		
指定管理者資格の評価		
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない		○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
概ね適切な管理がなされている。10月に実施した安全点検の際には、避難経路上への物品の設置を指摘されているが、2月にモニタリングで訪れた際には改善されていた。 入居者の入退去の状況や、入居者や入居者家族とのトラブルがあったときなど、速やかに所管課への報告がなされており、必要に応じて改善策なども提案されている。また、設備の故障が発生した際にも、速やかな連絡がなされている。 総じて、指定管理者として適切な運営がなされていると言える。

施設No.	68
公の施設名 (表題上の名称)	福山夜間成人診療所
指定管理者名	一般社団法人 福山夜間成人診療所共同事業体
施設所管課名 (モニタリング評価者)	保健福祉局保健部総務課
施設所管課連絡先	電話番号(外線)084-928-1164
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。
--

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務 実 施 体 制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月報報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設 の 管 理 運 営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・医療安全研修等を実施し、スタッフの資質向上に努めるなど、協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (医師:2名 看護婦:2～5名 薬剤師:1～2名 事務員:2～4名)	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。 (スタッフの資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること)	B	医療安全研修や防災研修等を実施し、スタッフの資質向上に努めている。		
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金を導入していない		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・医療安全研修等を実施し、スタッフの資質向上に努めるなど、協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (防火管理者を置き、消防計画を作成し、消防訓練を実施すること)	B	消防計画に基づき、消防訓練を実施している。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (スタッフの資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること)	B	医療安全研修や防災研修等を実施し、スタッフの資質向上に努めている。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・日常清掃を実施し、施設内を清潔に保つための管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・自家用電気工作物等について定期的な保守点検を実施するなど、協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B	自家用電気工作物及び消防用設備等について、定期的な保守点検を実施している。		
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B	休診時間帯は機械警備及び監視カメラ設備により施設を警備している。		
サー ビス 向 上 の 取 組 な ど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・利用者の意見を把握し、定期的なミーティングにより情報共有を図る中で、医療サービスの向上に努めている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予算収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の削減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
・福山夜間成人診療所の管理運営について、基本協定書及び仕様書に定めた水準どおり、適正かつ円滑な運営が行われていることを、資料確認、現地調査及び指定管理者への聞き取りにより確認した。
・施設の管理運営に必要な知識と技術の習得を図るため、医療安全研修や防災研修等を実施し、スタッフの資質向上に努めていることを確認した。
・利用者の意見を把握し、定期的なミーティングにより情報共有を図る中で、医療サービスの向上に努めていることを確認した。
・業務効率化や経費削減の取組も行われており、協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができていることを確認した。

施設No.	69
公の施設名 （表題上の名称）	福山市緑町公園屋内競技場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 （モニタリング対象者）	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号（外線） 084－928－1106
モニタリング調査対象期間	2025年（令和7年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。（例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等） ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。
--

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	No.	小項目（確認する内容の詳細）	小項目評価	所管課コメント （小項目評価の理由）	中項目評価	所管課コメント （中項目評価の理由）
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 （人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。） 副統括責任者: 1人 施設管理担当: 常時1人以上 トレーニング指導員: 1人 受付: 常時1人以上 管理責任者(水泳場 飛込含む): 常時1人 衛生管理者(水泳場 飛込含む): 1人以上 監視員(水泳場 飛込含む): 常時2人以上 受付(水泳場 飛込含む): 常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。（地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等）	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B	点検結果報告書等		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B	各種機器の近くに保管 取扱説明書、操作マニュアル	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B	備品台帳(スチ協・スチ協)		
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B	点検・修繕一覧表		
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B	点検結果報告書等		
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	避難時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B	機械警備による保安業務		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用満足度: n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用者数: n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用料収入: n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B	経営状況報告書	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B	経営状況報告書		
		No.39	業務の効率化や経費の削減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・検討
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	70
公の施設名 (名称上の名称)	福山市総合体育館
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 継続担当責任者: 1人 施設管理担当者: 常時1人以上 受付: 常時1人以上 トレーニング指導員: 常時1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・機器の取扱いに関する資料について、現地で適切に管理されていることを確認した。 ・基本協定書仕様書3(2)別表5に定める施設の設備について、定期点検が行われていないものがあつたため、今年度中に点検を行うよう指示した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	C			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度: n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数: n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入: n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評 指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。
--

施設No.	71
公の施設名 (名称上の名称)	福山市竹ヶ端運動公園(陸上競技場)
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、Aまたは「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 副統括責任者:1人 施設管理担当者:1人以上 トレーニング指導員:1人 受付:常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。
また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。
今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	72
公の施設名 (名称上の名称)	福山市竹ヶ端運動公園(運動広場)
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、Aまたは「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 副統括責任者:1人 施設管理担当者:1人以上 トレーニング指導員:1人 受付:常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	73
公の施設名 (名称上の名称)	福山市竹ヶ端運動公園(野球場)
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 副統括責任者:1人 施設管理担当者:1人以上 トレーニング指導員:1人 受付:常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	74
公の施設名 (名称上の名称)	福山市竹ヶ端運動公園(弓道場)
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、Aまたは「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 副統括責任者:1人 施設管理担当者:1人以上 トレーニング指導員:1人 受付:常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	75
公の施設名 (名称上の名称)	福山市竹々福運動公園(水上スポーツセンター)
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 継続担当責任者:1人 施設管理担当者:1人以上 トレーニング指導員:1人 受付:常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	76
公の施設名 (名称上の名称)	福山市竹ヶ端運動公園(庭球場)
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 継続担当責任者:1人 施設管理担当者:1人以上 トレーニング指導員:1人 受付:常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	77
公の施設名 (発注上の名称)	福山サニスセンター
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務 実 施 体 制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設 の 管 理 運 営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 交付: 常時1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サー ビ ス 向 上 の 取 組 な ど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用率満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	78
公の施設名 (表題上の名称)	福山市松永健康スポーツセンター
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング対象者)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。
--

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目（確認する内容の詳細）	小項目評価	所管課コメント （小項目評価の理由）	中項目評価	所管課コメント （中項目評価の理由）
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 （人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。） 副統括責任者：1人 施設管理担当者：常時1人以上 トレーニング指導員：1人 受付：常時1人以上 管理責任者（水泳場）：常時1人以上 衛生管理者（水泳場）：1人以上 監視員（水泳場）：常時2人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
		施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		
	No.16		利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし（コメントに記入）	利用料金制を導入していない。		
	No.17		使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
	No.18		トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。（地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等）	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし（コメントに記入）	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
		警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		
	No.31		避難時における誘導体制が確立されている。	B			
	No.32		協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	B			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用満足度：n%	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用者数：n人／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用料収入：n円／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n円／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n％／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。		

施設No.	79
公の施設名 (表題上の名称)	福山市深津水泳場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に該当しない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。
--

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 管理担当者:常時1人以上 衛生管理者:1人以上 監視員:常時2人以上 受付:常時1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	B	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	B			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の削減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	80
公の施設名 （実用上の名称）	福山市富谷運動場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 （モニタリング対象者）	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号（外線） 084－928－1106
モニタリング調査対象期間	2025年（令和7年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。（例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等） ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目（確認する内容の詳細）	小項目評価	所管課コメント （小項目評価の理由）	中項目評価	所管課コメント （中項目評価の理由）
業務 実 施 体 制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設 の 管 理 運 営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 （人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。） 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。（地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等）	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上的障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サー ビ ス 向 上 の 取 組 な ど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用満足度 :n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用者数 :n人／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用料収入 :n円／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n円／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n%／年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	81
公の施設名 (名称上の名称)	福山市のうしま運動場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (「人員配置計画」で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	該当なし(コメントに記入)	備品なし		
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。
また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。
今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	82
公の施設名 (名称上の名称)	福山市買冲球場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (「人員配置計画」で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	83
公の施設名 (名称上の名称)	福山市みのしま運動場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 〔モニタリング評価者〕	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が保れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。 特に「C」評価の場合は、今後の対応策を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	該当なし(コメントに記入)	備品なし		
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	84
公の施設名 (実用上の名称)	福山市松永運動場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング対象者)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上的障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	85
公の施設名 (表題上の名称)	福山市北本庄庭球場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目（確認する内容の詳細）	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実 施 体 制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設 の 管 理 運 営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サー ビ ス 向 上 の 取 組 な ど	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

施設No.	86
公の施設名 (実用上の名称)	福山市新市中央運動場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目（確認する内容の詳細）	小項目評価	所管課コメント （小項目評価の理由）	中項目評価	所管課コメント （中項目評価の理由）	
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。	
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B				
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B				
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B				
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。	
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B				
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B				
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B				
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B				
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B				
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。	
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B				
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 （人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。） 施設管理担当者：1人以上	B				
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B				
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。	
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし（コメントに記入）	利用料金制を導入していない。			
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B				
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B				
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。（地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等）	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。	
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B				
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし（コメントに記入）	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。			
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） n回／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。	
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし（コメントに記入）	協議書等で定めていない。			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。	
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B				
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B				
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B				
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。	
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B				
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。	
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用満足度：n%	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用者数：n人／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 （協定書等で定めている内容・回数を記載してください。） 利用料収入：n円／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし（コメントに記入）		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができています。	
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B				
		No.39	業務の効率化や経費の削減に向けた取組を行っている。	B				
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n円／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 （事業計画で定めている目標を記載してください。） n％／年	該当なし（コメントに記入）	協定書等で定めていない。			
総合評価							モニタリング評価の所見・総評 指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。	
指定管理者資格の評価								
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない			○					
各項目の評価					総合評価			
業務実施体制			B					
施設の管理運営			B					
サービス向上の取組など			B					

施設No.	87
公の施設名 (表題上の名称)	福山市常金運動場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	B	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上的障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、適宜に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	88
公の施設名 (実用上の名称)	福山城公園庭球場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上的障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	89
公の施設名 (名称上の名称)	福山市二の川公園運動球場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング所管課)	市民局まもづくり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、『所管課コメント(小項目評価の理由)』にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則、小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を『所管課コメント(中項目評価の理由)』に記入すること。
--

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (人員配置計画で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	開館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上的障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書5(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	該当なし(コメントに記入)	協議書等で定めていない。		
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	B			
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	その他	No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおりに自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおりに自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。 また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。 今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。

施設No.	90
公の施設名 (名称上の名称)	福山市理公園野球場
指定管理者名	公益財団法人福山市スポーツ協会
施設所管課名 (モニタリング対象者)	市民局まなづり推進部スポーツ振興課
施設所管課連絡先	電話番号(外線) 084-928-1106
モニタリング調査対象期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

小項目評価基準 A: 協定書等で定めた水準を満たしており、かつ、内容が優れている。 B: 協定書等で定めた水準を満たしている。 C: 協定書等で定めた水準を満たしていない。 該当なし: 施設に適さない評価項目であるため、回答できない。(例: 協定書で定めていない内容であるため、回答できない 等) ※ 基準値はB、「A」または「C」評価の場合は必ず、「所管課コメント(小項目評価の理由)」にその理由を記入すること。

中項目評価基準 小項目評価を基に所管課で判断し、A～C評価を記入すること。 原則: 小項目評価のうち一番多い評価値を中項目評価とする。 ※ 原則と異なる評価を付す場合は、その理由を「所管課コメント(中項目評価の理由)」に記入すること。

大項目	中項目	NO.	小項目(確認する内容の詳細)	小項目評価	所管課コメント (小項目評価の理由)	中項目評価	所管課コメント (中項目評価の理由)
業務実施体制	適切な事務処理、施設や法令等の理解	No.1	当該指定管理業務の会計は、自己の会計から独立している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・経理帳簿についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.2	経理帳簿が作成され、書類が適切に保管されている。	B			
		No.3	月例報告、年次報告その他必要な報告が指定期日までに、適切に提出されている。	B			
		No.4	第三者への業務委託について、必要に応じて市と協議を行うなど、委託業務契約は適切に結ばれている。	B			
	個人情報保護・情報管理	No.5	文書の管理・保存が適切に行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・文書の保存や個人情報を含む情報の管理についても、現地で適切に運用されていることを確認した。
		No.6	個人情報保護に関する必要事項の周知など、個人情報が適正に取り扱われるよう職員を指導、監督している。	B			
		No.7	個人情報の収集は、必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行われている。	B			
		No.8	個人情報の漏えい、滅失、改ざんの防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。	B			
		No.9	個人情報を指定管理業務と指定管理業務以外で扱うものに区分して適切に管理している。	B			
		No.10	情報開示請求や訂正等請求がある場合に、市の指示に従い適切に対応している。	B			
施設の管理運営	人員の適切な配置	No.11	責任者、指揮命令系統が明確である。また、内部のチェック体制、決裁ルート等が明確に定められている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.12	職員の適切な労働環境が整えられており、問題が生じていない。	B			
		No.13	施設の管理運営に支障がないよう、協定書等で定めた人員配置計画に基づき人員を配置している。 (「人員配置計画」で定めている内容・回数を記載してください。) 施設管理担当者:1人以上	B			
		No.14	協定書等で定めた内容に基づき、職員の資質向上のための研修を行っている。	B			
	施設利用	No.15	閉館時間及び休館日について、市と必要な協議を経て設定している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.16	利用料金について、市と必要な協議・承認を経て設定している。	該当なし(コメントに記入)	利用料金制を導入していない。		
		No.17	使用許可や料金徴収・減免等の適切な処理など、公平な受付を実施し、施設利用者の平等利用を確保できている。	B			
		No.18	トラブル等への対応は迅速かつ適切に処理している。また、重要なものは市に報告し、連携を図っている。	B			
	事故・災害発生時等の危機管理体制	No.19	緊急事態に対応するためのマニュアル・連絡網等が整備されている。(地震・台風・火災等自然災害、停電、病気・負傷等)	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.20	日常の事故防止や避難経路上の障害物除去などの安全対策がとられている。	B			
		No.21	協定書等で定めた保険に加入している。	該当なし(コメントに記入)	福山市指定管理業務仕様書(6)より、指定管理者が実施する独自の事業を行わないため、加入していない。		
		No.22	協定書等で定めた内容に基づき、避難訓練等が適切に実施されている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.23	協定書等で定めた内容に基づき、利用者の安全確保に関する研修・教育の実施をしている。 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) n回/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
	施設の維持	No.24	日常清掃が行われている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
		No.25	協定書等で定めた内容に基づき、適切な定期清掃が行われている。	B			
	設備の点検	No.26	機器の取扱説明書・使用マニュアルが整備・保管されている。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・機器の取扱いに関する資料についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.27	備品は適正に管理し、台帳により適切に管理されている。	該当なし(コメントに記入)	備品なし		
		No.28	点検・修繕等の履歴が適切に記録されている。	B			
		No.29	法令等で定められたとおり、定期点検を実施している。	B			
	警備・保安体制	No.30	鍵や貴重品の管理は適切である。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・鍵や貴重品についても、現地で適切に管理されていることを確認した。
		No.31	混雑時における誘導体制が確立されている。	B			
		No.32	協定書等で定めた内容に基づき、適切な警備体制が整えられている。	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
サービス向上の取組など	利用者の意見把握、施設のサービス・利用向上の取組	No.33	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を把握し、運営に活用している。	B		B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。 ・利用者アンケートを実施し、運営改善を行っている。
		No.34	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用満足度:n%	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.35	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用者数:n人/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.36	協定書等で定めた目標値等の達成状況 (協定書等で定めている内容・回数を記載してください。) 利用料収入:n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.37	自主事業は、施設の設置目的に沿った事業を行い、必要に応じて、市の承認を受けたものを行っている。	該当なし(コメントに記入)	自主事業を実施していない。	B	・協定書等で定めた水準どおり、施設の管理運営ができている。
	その他	No.38	予め収支計画で定めたとおり、適切に予算が執行されている。	B			
		No.39	業務の効率化や経費の縮減に向けた取組を行っている。	B			
		No.40	事業計画のとおり自主事業を実施し、収入の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n円/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		
		No.41	事業計画のとおり自主事業を実施し、実施率の目標を達成している。 (事業計画で定めている目標を記載してください。) n%/年	該当なし(コメントに記入)	協定書等で定めていない。		

総合評価	
指定管理者資格の評価	
基本協定書に定める指定の取消事由に該当していない	○

各項目の評価		総合評価
業務実施体制	B	B
施設の管理運営	B	
サービス向上の取組など	B	

モニタリング評価の所見・総評
指定管理者としての責務を十分に果たしており、適正に指定管理業務を実施していると評価する。
また、福山市からの指示に対して迅速に対応できている。
今後は、老朽化が進む施設に対する適切な維持管理やさらなる利用促進に尽力していただきたい。